

答申 情第36号

平成28年8月3日

相模原市長 加山俊夫 殿

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会

公文書公開（一部公開）決定処分に関する諮問について（答申）

平成27年10月2日付FNo.0・4・5により諮問のありました事案について、別紙のとおり答申します。

以上

1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成27年8月25日付け精保第48号により相模原市長（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定（以下「本件処分」という。）については、非公開と決定した部分のうち、別表に示した部分については公開するべきである。

2 異議申立ての経緯

- (1) 平成27年8月10日付けで、異議申立人は、相模原市情報公開条例（平成12年相模原市条例第39号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、「特定病院の医師が「精神保健指定医」の資格を不正取得したなどとして、厚生労働省に指定を取り消された問題があった。その件に関する情報一切。業務の再開等も含む。また、その件に付随する診療報酬の不正・返還についての情報一切。」について、公文書の公開請求を行った。
- (2) 実施機関は、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条第1項に基づく診察実施について（伺い）」ほか9件について、公開請求に係る公文書と特定し、このうち個人の氏名、電話番号、指定医証番号、交付年月日、措置入院に関する文書の記載事項は個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第1号に該当するとの理由で非公開とし、平成27年8月25日付けで本件処分を行い、異議申立人に公文書公開（一部公開）決定通知書を送付した。
- (3) 平成27年9月3日付けで、異議申立人は、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立てを行ったので、実施機関は、同年10月2日、当審査会に対し条例第17条の規定に基づき諮問を行った。

3 異議申立人の異議申立ての趣旨及び理由

異議申立人は、異議申立書、平成27年12月21日付け意見書及び平成28年4月15日の審査会での意見陳述において、おおむね次のように主張している。

- (1) 本件処分を取り消して、対象情報をさらに特定し、請求した文書を全部開示する、との決定を求める。

対象公文書が原処分で特定された分のみとは少なすぎる。文書の探索が不十分であるか、解釈上の不存在という判断が違法であるか、対象情報が情報公開の適用除外であるとの判断が違法である。

非開示部分は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）の規定による非自発的入院の対象者を特定できる情報を除いて、条例第7条第1号に該当しないか、または、たとえ該当したとしても、開示を定めた同号ただし書アイウ全てに該当する。

なお、精神保健福祉法の規定による非自発的入院の対象者を特定できる情報といっても、たとえば、書類の番号、措置診察の実施日、病院の名称、精神保健法の規定による非自発的入院の対象者の住所のうち市区町村名まで、等々は含まれない。

また、第9条の規定に基づく公益上の理由による裁量的公開を行うべきである。

- (2) 特定大学（以下「特定大」という。）の精神科医が精神保健指定医の資格を違法に取得した件（以下「当該事件」という。）に付随する診療報酬の不正・返還に関する行政文書について、相模原市、神奈川県、横浜市、川崎市が、「厚生労働省は『処分されるまでの指定医としての行為は法的に有効』としてお」ることを受けて、「報酬の返還を求めるのは法律上難しい」と判断している。相模原市においても、その判断を示す公文書やその判断に至る経緯を示す公文書等を特定すべきである。また、理由説明書によると、「本市では、本件に関して医療機関への指導や処分、診療報酬等の返還等は検討も含めて行っていない。」とある。しかし、開示文書「報道機関取材結果報告」における「回答内容(要旨)」に「本市が行う検証結果において、問題がない限り非常勤特別職の報酬を返還してもらう予定はない」などと記載されている。その判断や、厚生労働省の見解及び当該精神保健指定医の身分をその判断の根拠に据えたことに関して、その経緯や別の選択肢などを示す文書も特定すべきである。

また、報道によると、特定大が平成27年4月25日頃に、「指定医に上乘せされる診療報酬について、不当に受け取った分については自主返還を検討する考えを示している。」とある。特定大から自主返納する旨の文書を収受しているのであれば、対象公文書として特定すべきである。

そして、何よりも、処分を受けた精神保健指定医の判断の可否を検証したことに係る文書が全く特定されていない。いつどこで誰がどのような方法で検証したのか、その検証に対する報償費はいくらかといった情報である。他の自治体に対しても本件と同様の情報公開請求をしているが、相模原市は特定された文書があまりに少なすぎる。たとえば、所属病院や常勤・非常勤の別、調査機関等にかかる情報が他のどの自治体でも特定されているにもかかわらず、相模原市では特定されていないのである。

(3) 本件不開示部分について

ア 精神保健指定医は、行政医に限らず、精神保健福祉法第19条の4の第2項により、特別職の公務員に該当する。くわえて、公務員の氏名のふりがなは、明らかに公務員の氏名に含まれる。

そして、当該事件の場合を含めて精神保健指定医の指定を取り消された精神科医の氏名は厚生労働省が毎回、公表しており、何人も、精神保健指定医の指定を違法に取得した精神科医の氏名が明示してある行政文書を行政サービスとして無料で入手することができる。処分された医師の氏名を公表した理由を厚生労働省に平成27年9月2日に問い合わせたところ、担当者は、以前にも同様に公表しており公表慣行があること及び事件の重大性を挙げていた。内閣府情報公開・個人情報保護審査会の平成16年度独情第20、21号の答申も、主権者への説明責任の観点から、公務員でない医師の氏名であっても、その職の公的性質に鑑みて、法令の規定により又は慣行として公にすることが予定されている情報に該当すると判断している。精神保健指定医の公的性質が強大であることため精神保健指定医にかかる情報を広く公表することは、内閣府情報公開・個人情報保護審査会平成17年度行情第299号の答申においても認められている。

したがって、当該情報は、条例第7条第1号ただし書アイウ全てに該当する。

イ 指定医証番号、交付年月日は、当該精神保健指定医の氏名、生年月日、勤務先、顔写真及び精神保健指定医の証の有効期限とともに精神保健指定医の証に記載することになっている。

指定医証番号及び交付年月日は、精神保健指定医という公務員の職務遂行の内容に係る情報である。

また、精神保健指定医が、精神保健福祉法第27条の規定により、申請・通報又は届出のあった精神障害者又はその疑いのある者を診察するため、その者の居住する場所へ立ち入る場合には、指定医証番号、交付年月日を含む指定医証票を携帯し、本人、保護者などの関係人の請求があるときはこれを提示しなければならないとされているが、病院において診察を行う場合においても、通常、求められればこれに準じた取扱いが行われていること、また、指定医の職務全般に診療録記載義務が課されていることなどを踏まえれば、少なくとも指定医証番号、交付年月日は、これを公表しても社会通念上指定医個人の正当な権利利益を侵害するおそれのある情報とは言えず通常他人に知られたくない情報とは認められない。

そして、本件の問題の重大性に鑑みても行政の説明責任の観点からも、公表慣行があると認められる。

また、当該非開示部分は、本件について患者やその家族が当該医師の勤務する精神科医療施設においてインフォームド・コンセントの権利を行使することで公になる情報である。

精神保健指定医は、医師の中でも輪をかけて精神障害者やそう疑われた人の人権を制限する性質が強大である。

各精神科病院の名称であれば、精神保健福祉法の規定に基づく調査に関する文書を開示請求すれば開示になる情報であり、医療機関の名称は公になっている情報に該当する。精神保健指定医の氏名も同様であり、また、厚生労働省や各厚生局に対して行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。）の規定に基づいて情報公開請求すれば、医師が精神保健指定医であるか否かの情報は開示になる。

また、調査機関も開示文書にも記載があるとおり当然、文書の保存期間内であり、処分された元指定医が当該精神科病院に勤務していた時期と同一であるから、相模原市内の精神病床を有する全ての精神科病院に対して医療法や精神保健福祉法の規定に基づいて調査したことに係る文書のうち保存期間内のもの一切を条例の規定に基づいて開示請求すれば、自ずと判明する情報である。その際に医師の氏名と病院名とがともに開示になるのである。

したがって、精神保健指定医の指定医証番号、交付年月日は、条例第7条第1号ただし書全てに該当し、入院先精神科病院名は、条例第7条第1号に該当しないか、たとえ該当したとしても同号ただし書全てに該当する。

ウ 診断名は、氏名や住所等を非開示とすれば、これを開示しても個人を特定もできず個人の権利利益を害することにもならない。

エ 現に保護に当たっている者の続柄及び診察に立ち会った者の続柄は、氏名と連絡先等を非開示とすれば特定個人を識別することもできず、個人の権利利益を害することもない。

オ 開示文書にもあるとおり、通報者は、精神保健福祉法第23条通報であることから警察署である。警察署が公務として通報したのであり、警察署名は、個人に関する情報ではないから条例第7条第1号に該当しないか、たとえ該当したとしても同号ただし書全てに該当する。職員氏名は同号ただし書全てに該当する。他の自治体においても警察署名しか文書に記載がなかったが、警察署名は開示になっている。

カ 指定医の氏名を開示しないことは、間接的に患者の個人情報を開示することを回避するためと言っているものの、その実、指定医の氏名を開示したくないからである。患者の個人情報という弁明は口実である。措置権者は他でもない相模原市長なのである。

処分庁は、理由説明書において非開示とされた情報が第1号に間接的に該当する旨を説明した。しかし、すでに開示になった情報、すでに報道等で公表されている情報等を組み合わせても、一般の人には対象者を特定することはできず、特定することができる立場の人間は、患者の家族や担当の医療者といったすでに患者を特定することができる者のみである。医師が指定医であるか否かという情報は、厚生労働省または各地方の厚生局に対して行政機関情報公開法の規定により情報公開請求すれば、開示になる情報である。なお、保存期間を超過した分についても、廃棄したのか、指定医でないために取得作成していないのか、は明示される。

(4) 上記の事実に加えて、他の自治体においては本件非開示部分と同一の情報自体または本件非開示部分に相当する情報は、情報公開請求に対して開示になっている。他の自治体において当該非開示情報に相当する情報は、すでに開示になっている。しかし、処分庁の表明するおそれは、現実のものとなっていない。

さらに、本件の問題の重大性に鑑みても行政の説明責任の観点からも、公表慣行があると認められる。

医薬品産業の総合情報サイトにおいて第1回目処分のプレスリリースが公表されている。

これらの事実から、そこで公になっている情報が各自治体の情報公開条例の規定によりまたは慣行として公になっている、と言える。

したがって、そこで公になっている本件非開示部分と同一の情報または本件非開示部分に相当する情報は非開示の保護に値しない。

別の自治体において情報公開請求に対して措置診察において診察医の氏名、主治医氏名、担当精神保健福祉士名、病院名等まで開示になっても、処分庁の表明するおそれは現実のものとなっていない。そして、当該情報は、すでに対象者を特定している人間であれば開示を経なくとも知っているか、周囲の人間に聞くなどして正当かつ容易に知ることができるものである。このような場合には、当該情報は開示すべきとする答申がある。

したがって、そこで公になっている本件非開示部分と同一の情報または本件非開示部分に相当する情報は、不開示として保護すべき理由は、たとえ存在したにせよ失われている。

(5) 我が国の精神科医療の現状は、障害者の権利条約第 4 条、第 8 条、第 10 条から第 12 条、第 14 条から第 17 条、第 21 条から第 22 条、第 27 条等の規定に明確に違反している。とくに、本件の緊急措置入院を含む強制的精神医療は障害者の権利条約第 14 条第 1 項 (b) に明確に違反している。よって、本件を含む強制的な精神医療そのものが国際条約違反であり、違法に指定を取得したまたはさせた特定大の指定医のうち誰が相模原市において強制入院をさせたかという情報を公表することこそが、我が国の批准する障害者の権利条約、子どもの権利条約、拷問禁止条約等の条項に適合させ、我が国に対する種々の国連勧告を満たすことになるのである。

そして精神科医で作る、指定医問題を考える会という団体のウェブサイトによれば、精神保健福祉法の検討作業に関与した東京大学法学部名誉教授の刑法学者・平野龍一は、1987年6月の日本精神病院協会研修会において、「権力のある国家機関が自由を制限することはありうることで、それに対しては厳密な規定がある。私人が私人の行動の自由を制限することは、法律の世界では例がない。その時は国家機関がやる時よりも、厳しい枠が必要になる。精神医学者の判断はこのような法律的なことにはなじまない。医師の判断によってやればよいということになる。となると結局医師の責任においてやらねばならない。自分自身の責任においてやらねばならない。そのために指定医という制度を作ったのであって、これは単なる専門医ではない。専門医であれば、精神医学的な判断だけを求められるが、自由を拘束する、それも国家に代わって自由を拘束するという権限を持ち、その役割を担うことである。その権限は、国によってはじめて与えられるものであって、本来個人の自由権限ではない。だから指定医は国家権力に代わって個人の自由を制限するという役割を担わされるのである。それは国によって認められたものでなければならない。」と講演した。同会は「すなわち、精神保健指定医は、精神医療の現場において『私人が私人を拘束する』という行為の法的な正当性を担保するための国家資格として、登場したのである。」と続けている。

さらに、内閣府情報公開・個人情報保護審査会平成17・10・6答申(平成17年度(行情)答申第299号)によると、精神保健福祉法の各規定によって精神保健指定医という特別公務員が公権力の行使をするにあたって、職務職責が極めて重大であり、その立場は、当該職務を遂行するに必要な知識及び技能を求められる高度な専門職であって、社会的責任が極めて強大な公的性格があると認められるとした。そして、精神保健指定医の判断は、人の自由に対する権利に著しい制限を加える性質があるから、

社会的責任が重大であり、社会が精神保健指定医に十分な専門性を期待することは当然であり、したがって、精神保健指定医が十分な専門性を有しているかという情報は、広く一般に公にされていることが求められているというべきとしている。

原処分を妥当と判断することは、日本も批准している障害者の権利に関する条約第12条「法律の前にひとしく認められる権利 3 締約国は、障害者がその法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用する機会を提供するための適当な措置をとる。」、第25条「締約国は、障害者が障害に基づく差別なしに到達可能な最高水準の健康を享受する権利を有することを認める。締約国は、障害者が性別に配慮した保健サービス（保健に関連するリハビリテーションを含む。）を利用する機会を有することを確保するための全ての適当な措置をとる。締約国は、特に次のことを行う。（d）保健に従事する者に対し、特に、研修を通じて及び公私の保健に関する倫理基準を広く知らせることによって障害者の人権、尊厳、自律及びニーズに関する意識を高めることにより、他の者と同一の質の医療（例えば、事情を知らされた上での自由な同意を基礎とした医療）を障害者に提供するように要請すること。」、第31条「統計及び資料の収集 1 締約国は、この条約を実効的なものとするための政策を立案し、及び実施することを可能とするための適当な情報（統計資料及び研究資料を含む。）を収集することを約束する。この情報を収集し、及び保持する過程においては、次のことを満たさなければならない。（a）障害者の秘密の保持及びプライバシーの尊重を確保するため、法令に定める保障措置（資料の保護に関する法令を含む。）を遵守すること。（b）人権及び基本的自由を保護するための国際的に受け入れられた規範並びに統計の収集及び利用に関する倫理上の原則を遵守すること。 2 この条の規定に従って収集された情報は、適宜分類されるものとし、この条約に基づく締約国の義務の履行の評価に役立てるために、並びに障害者がその権利を行使する際に直面する障壁を特定し、及び当該障壁に対処するために利用される。 3 締約国は、これらの統計の普及について責任を負うものとし、これらの統計が障害者及び他の者にとって利用しやすいことを確保する。」、第32条「国際協力 1 締約国は、この条約の目的及び趣旨を実現するための自国の努力を支援するために国際協力及びその促進が重要であることを認識し、この点に関し、国家間において並びに適当な場合には関連のある国際的及び地域的機関並びに市民社会（特に障害者の組織）と連携して、適当かつ効果的な措置をとる。これらの措置には、特に次のことを含むことができる。（a）国際協力（国際的な開発計画を含む。）が、障害者を包容し、かつ、障害者にとって利用し

やすいものであることを確保すること。(b)能力の開発(情報、経験、研修計画及び最良の実例の交換及び共有を通じたものを含む。)を容易にし、及び支援すること。(c)研究における協力を容易にし、並びに科学及び技術に関する知識を利用する機会を得やすくすること。(d)適当な場合には、技術援助及び経済援助(利用しやすい支援機器を利用する機会を得やすくし、及びこれらの機器の共有を容易にすることによる援助並びに技術移転を通じた援助を含む。)を提供すること。」とくに柱書およびb項、第33条「国内における実施及び監視 2 締約国は、自国の法律上及び行政上の制度に従い、この条約の実施を促進し、保護し、及び監視するための枠組み(適当な場合には、一又は二以上の独立した仕組みを含む。)を自国内において維持し、強化し、指定し、又は設置する。締約国は、このような仕組みを指定し、又は設置する場合には、人権の保護及び促進のための国内機構の地位及び役割に関する原則を考慮に入れる。 3 市民社会(特に、障害者及び障害者を代表する団体)は、監視の過程に十分に参与し、かつ、参加する。」、公文書等の管理に関する法律第1条「この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。」、条例の第1条、第3条、第31条の規定等に明確に反することになる。

- (6) 処分庁は、本件不開示部分が条例第9条に該当しない旨の答弁をしていない。異議申立人は、処分庁に裁量権の逸脱または濫用があったと考えているため、回答を求める。

4 実施機関による異議申立てに係る処分を行った理由及び説明

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 対象となっている公文書について

実施機関は、本件請求に係る対象公文書について、厚生労働省及び特定大から収受した文書及びそれに関して本市が作成した文書、処分対象指定医が過去に参与した指定医業務に関する文書、報道機関からの取材結果報告書であるとして、次のとおり特定した。

なお、本件に関して医療機関への指導や処分、診療報酬等の返還等は検

討も含めて行っていないことから、それに関する文書は存在しない。

- ア 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 27 条第 1 項に基づく診察実施について（伺い）
- イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 29 条第 1 項に基づく入院措置について（伺い）
- ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 27 条第 1 項に基づく「診察記録」について（送付）
- エ 報道機関取材結果報告（A 社分）
- オ 報道機関取材結果報告（B 社分）
- カ 精神保健指定医取消処分に係る調査への回答について（伺い）
- キ 精神保健指定医の指定制度に関する周知徹底の依頼について（伺い）
- ク 処分対象医師が関与した指定医業務に関する調査について（伺い）
- ケ 精神保健指定医の指定制度に関する周知徹底の依頼について（伺い）
- コ 処分対象医師が関与した指定医業務に関する調査について（伺い）

（2）非公開とした部分

本件対象公文書のうち、非公開とした部分は、次のとおりである。

- ア 再診察を依頼した指定医氏名
- イ 緊急措置入院となった日時、通報者、入院先
- ウ 被診察者の氏名、年齢、性別、生年月日、住所、職業、診察日時、入院すべき年月日、入院措置日時、措置入院先、公費負担医療の受給者番号
- エ 現に保護に当たっている者の氏名、住所、被診察者との続柄（又は職業）、年齢
- オ 診察に立ち会った者の氏名、性別、続柄又は職業、年齢
- カ 報道機関記者の氏
- キ 取消し処分を受けた精神保健指定医氏名、ふりがな、指定医証番号、交付年月日
- ク 被診察者の病名、生活歴及び現病歴、初回入院期間、前回入院期間、初回から前回までの入院回数、重大な問題行動、現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像、診察時の特記事項

（3）非公開とした理由

条例第 7 条第 1 号において、特定の個人が識別されうるような情報が記録された公文書を原則非公開と定めている。

このため、「再診察を依頼した指定医氏名」、「被診察者の氏名、年齢、性別、生年月日、住所、職業、公費医療負担の受給者番号」、「現に保護に当たっている者の氏名、住所、被診察者との続柄（又は職業）、年齢」、「診察

に立ち会った者の氏名、性別、続柄又は職業、年齢」、「報道機関記者の氏」及び「取消し処分を受けた精神保健指定医氏名、ふりがな、指定医証番号、交付年月日」については、特定の個人を識別することができる又はいくつかの記述等が組み合わされることにより、特定の個人を識別することができることとなるため本号に該当し、非公開としたものである。

なお、「緊急措置入院となった日時、通報者、入院先」及び「診察日時、入院すべき年月日、入院措置日時、措置入院先」については、この情報による被診察者が1人しかいないことから本号に該当し、非公開としたものである。

また、「被診察者の病名、生活歴及び現病歴、初回入院期間、前回入院期間、初回から前回までの入院回数、重大な問題行動、現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像、診察時の特記事項」については、被診察者の人格に密接に関わる診療記録であって、個人識別性がある部分を除いたとしても、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるといえるため本号に該当し、非公開としたものである。

なお、非公開とした部分については、何人に対しても等しく当該情報を公開することが法令等の規定により定められておらず、事実上の慣習として公にすることが行われているものでもない。また、現実に、人の生命、健康、生活又は財産に被害が発生しているものは含まれておらず、将来これらが侵害される可能性が高いものでもない。そして、公務員の職務の遂行に関する情報も含まれていないことから、条例第7条第1号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないものである。

5 審査会の判断

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、特定大の医師による精神保健指定医の資格不正取得に関し、実施機関が作成又は取得した公文書である。

(2) 特定の妥当性について

実施機関は、本件公開請求に基づき、上記4(1)のとおり本件対象文書を特定し、他に文書は存在しないとのことである。

当審査会において、異議申立人が主張する「処分を受けた精神保健指定医の判断の当否を検証したことに関する文書」を含め、他の文書の存在について実施機関に改めて確認を求めたところ、同じ回答であった。

実施機関の説明には特段不自然、不合理な点はなく、文書の探索が不十分であるとすべき事情も認められないことから、実施機関において、本件対象文書のほかに、本件公開請求の対象として特定すべき文書を保有して

いるとは認められない。

(3) 条例第7条第1号該当性について

ア 同号の趣旨

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とするものである。

これは、憲法上の個人の尊厳に係る基本的人権としての個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人が識別されるような情報が記録された公文書を原則非公開と定めたものである。

なお、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものについても、個人識別情報として非公開情報とする趣旨であり、照合の対象となる「他の情報」には、一般人が通常入手し得る情報だけでなく、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれると解される。

イ 同号本文該当性について

本件対象文書には、精神保健福祉法の規定に基づく被診察者の病歴等に関する情報が記載されており、病歴については、特に慎重な取り扱いが求められるところである。

このことを踏まえ、実施機関が非公開とした部分を当審査会が見分したところ、個人の氏名、性別、住所、生年月日、年齢、公費負担医療の受給者番号、職業、通報（通報受理）年月日、緊急措置入院となった年月日・時間、病院名（診察場所、措置入院先）、診察年月日（日時）、診察結果（診断結果）、病名（ICD カテゴリー含む）、「初回入院期間、前回入院期間、初回から前回までの入院回」欄、「重大な問題行動」欄、「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」欄、「診察時の特記事項」欄、現に保護の任に当たっている者（住所、氏名、措置入院者との続柄）、「生活歴及び現病歴」欄、診察に立ち会った者氏名・性別・続柄又は職業・年齢、通報者、診察した医師（精神保健指定医）氏名・印影・署名、精神保健指定医に関する指定医証番号、交付年月日、

指導医氏名及びふりがな、指定医氏名及びふりがなについて、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、同号本文に該当する。

なお、通報者のうち「警察署」の表記については、精神保健福祉法第23条では、警察官が通報しなければならない旨が定められており、本件対象文書において、既に同法第23条の規定による通報があったことが公開されていることから、「警察署」の表記については非公開とする理由はない。また、「医師」や「年」「月」「日」などの一部の表記についても非公開とする理由がないことから、別表に掲げた部分については公開すべきである。

ウ 同号ただし書ア該当性について

本件非公開部分のうち、精神保健指定医の氏名、指定医証番号、交付年月日について、異議申立人は、同号ただし書アに規定する公表慣行に当たり、公開するべきである旨主張している。

同号ただし書アは、「法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」について、同号本文に該当する場合であっても、例外的に公開しなければならないとするものである。

「慣行として」とは、公にすることが慣習として行われることを意味し、事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることで足りるが、当該情報と同種の情報が公にされた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、「慣行として」には当たらないものである。

当審査会において、実施機関に対し、精神保健指定医の指定及び指定取消処分 の取扱いについて厚生労働省への確認を求めたところ、個人の資格に関するものであり公にする情報ではない、また、当該事件については対外的な事情を勘案しプレスリリースを行ったものである旨の回答があったとのことである。

なお、当審査会が当審査会事務局職員をして調べさせたところ、医師及び歯科医師（以下「医師等」という。）に関する情報としては、医療機関において、診療に従事する医師等の氏名を掲示する義務があるが、それは当該医療機関内に限られたものであること、また、厚生労働省では、ホームページにおいて医師等の資格を確認することのできるサイトを設けており、そこでは医師免許に関する情報の一部を公表しているものの、精神保健指定医に関する情報は含まれていないこと、さらに、個々の精

神保健指定医の資格を確認できる情報については、厚生労働省の他のサイトにおいても掲載されていないことを確認した。

これらを踏まえると、精神保健指定医の氏名、指定医証番号、交付年月日は、精神保健福祉法に関する事務を所掌する厚生労働省において公表している、又は公表を予定しているとは言えないことから、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には当たらず、同号ただし書アに該当しない。

また、異議申立人が主張する入院先精神科病院名や通報者など他の情報についても同号ただし書アに該当しない。

エ 同号ただし書イ該当性について

同号ただし書イは、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」について、同号本文に該当する場合であっても、例外的に公開しなければならないとするものである。

この趣旨は、プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は十分に保護されるべきであるが、公にすることにより保護される利益がそれに優越する場合であって、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることがより必要であると認められる情報については、公開することを定めたものである。

異議申立人は、精神保健指定医の氏名、指定医証番号、交付年月日、入院先精神科病院名や通報者などについて、同号ただし書イに該当する旨主張しているが、公にすることにより保護される利益が個人の正当な権利利益に優越する場合とまではいえず、同号ただし書イに該当しない。

オ 同号ただし書ウ該当性について

同号ただし書ウは、「公務員等（中略）の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」について、同号本文に該当する場合であっても、例外的に公開しなければならないとするものである。

「公務員の職務の遂行に関する情報」とは、公務員が行政機関又はその補助機関として、その担任する職務を遂行する場合におけるその情報をいい、また、公務員の勤務態度、勤務成績、処分歴等職員としての身分取扱いに係る情報などは、「職務の遂行に関する情報」には当たらないものである。

異議申立人は、精神保健指定医の氏名、指定医証番号、交付年月日、入院先精神科病院名や通報者などについて、同号ただし書ウに該当する旨主張している。

精神保健指定医は、精神保健福祉法の規定により、医療機関等における職務と公務員としての職務を行うものとされている。

本件対象文書に記載された精神保健指定医に係る情報のうち、被診察者を診察した医師としての職務は、公務員としての職務遂行に当たるものであるものの、被診察者等特定の個人を識別することができるもの又は被診察者等特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると認められることから非公開とすべきである。

また、その他の本件対象文書に記載された精神保健指定医に係る情報については、公務員としての職務遂行に係る情報とは認められないことから、同号ただし書ウに該当しない。

(3) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、条例第9条の規定に基づく公益上の理由による裁量的公開を行うべきである旨主張している。

条例第9条は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができるとするものである。

「公益上特に必要があると認めるとき」とは、条例第7条各号の非公開情報の規定に該当する情報について、実施機関の判断により、公にすることに、保護すべき利益を上回る公益上の必要があると認められる場合であり、同条第1号イの規定による人の生命、健康、生活又は財産の保護のため公開することが必要な場合に比べ、より広い社会的、公共的な利益を保護する特別の必要のある場合をいうものである。

実施機関が非公開とした部分については、保護すべき利益を上回る公益上の必要があるとは認められないことから、異議申立人の主張は採用することができない。

また、異議申立人のその他の主張については、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) 結論

以上のことから、当審査会は、実施機関が行った一部公開決定については、非公開と決定した部分のうち、別表に示した部分については公開すべきであると判断する。

6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は以下のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成 27 年 10 月 2 日	実施機関からの諮問
11 月 30 日	実施機関からの理由説明書を受理
12 月 22 日	異議申立人から意見書を受理
平成 28 年 1 月 13 日	異議申立人から意見書の訂正を受理
3 月 17 日	審議
4 月 15 日	異議申立人からの追加資料を受理 異議申立人の意見陳述 審議
5 月 10 日	審議
6 月 9 日	審議
7 月 7 日	審議

第 3 部会委員 金井 利之
上代 庸平
眞木 康州

別表

対象文書		公開すべき部分
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条第1項に基づく診察実施について(伺い)	相模原市回議用紙	あて先欄中「医師」
		本文2行目「平成」 _レ 「警察署」
	診察依頼書(案)	被診察者の生年月日欄中「年」 _レ 「月」 _レ 「日」 _レ 「(」 _レ 「歳)」
		診察年月日欄中「平成」 _レ 「年」 _レ 「月」 _レ 「日」 _レ 「時」 _レ 「分から」
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条第1項に基づく入院措置について(伺い)	相模原市回議用紙	本文4行目「平成」 _レ 「年」 _レ 「月」 _レ 「日(」 _レ 「)」 _レ 「時」 _レ 「分」
	入院措置通知書(案)	措置入院者の生年月日欄中「(」 _レ 「歳)」
	診察結果について(通知)(案)	措置入院者の氏名欄中「(」 _レ 「)」及び生年月日欄中「(」 _レ 「歳)」
	措置入院に関する診断書(申請等の添付資料欄に記載のもの)	被診察者の生年月日欄中「年」 _レ 「月」 _レ 「日生」 _レ 「(満」
		初回入院期間前回入院期間初回から前回までの入院回数欄中1行目「(入院形態」 _レ 「)」 _レ 、2行目「(入院形態」 _レ 「)」
		診断年月日中「平成」 _レ 「年」 _レ 「月」 _レ 「日」
	措置入院に関する診断書(申請等の添付資料欄に記載のもの)	被診察者の生年月日欄中「年」 _レ 「月」 _レ 「日生」 _レ 「(満」 _レ 「歳)」
		初回入院期間前回入院期間初回から前回までの入院回数欄中1行目「(入院形態」 _レ 「)」 _レ 、2行目「(入院形態」 _レ 「)」
診断年月日中「平成」 _レ 「年」 _レ 「月」 _レ 「日」		
措置入院決定のお知らせ	右上部の「平成」 _レ 「年」 _レ 「月」 _レ 「日」	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条第1項に基づく「診察記録」について(送付)		本文1行目「警察署」
		本文4行目「時」 _レ 「分」
		本文6行目「時」 _レ 「分」